

岸和田市こども計画策定業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、「岸和田市こども計画策定業務委託」に係る契約の相手方となる候補者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務概要

- (1) 業務名 岸和田市こども計画策定業務委託
- (2) 業務内容 別紙「岸和田市こども計画策定業務委託仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日から令和10年3月31日まで
- (4) 担当部署 〒596-8510 岸和田市岸城町7-1
岸和田市こども家庭応援部こども政策課
電話 072-447-4076 FAX 072-423-0089
メールアドレス koseisaku@city.kishiwada.lg.jp

3. 予算額

委託料の上限は、金 11,000,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

4. スケジュール

内容	日時
公募開始・質疑受付開始	令和8年6月12日（金）
質疑書の提出締切	令和8年6月19日（金）17時まで
質疑書への回答期限	令和8年6月24日（水）17時まで
参加申込書等（1次選定必要書類）の提出締切	令和8年6月26日（金）17時まで
参加資格審査の結果通知発送	令和8年7月7日（火）
企画提案書受付開始	令和8年7月10日（金）
企画提案書等の提出締切	令和8年7月17日（金）17時まで
プレゼンテーション・選定委員会	令和8年7月24日（金）
選定結果の通知	令和8年7月31日（金）
契約締結期限	令和8年8月10日（月）

5. 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 法人であること。
- (2) 本市の令和8・9年度「業務指名競争入札参加資格登録業者名簿」（以下「登録業者名簿」という）に登録され、競争入札参加者の資格を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48条）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律

- の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による会社の整理の開始を命じられていない者であること。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続の決定を受けた者については、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合については、この限りではない。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合については、この限りでない。
- (8) 岸和田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成 25 年 10 月 1 日施行）に基づく入札等除外措置を受けていない者であること。
- (9) 岸和田市指名競争入札指名停止要綱（平成 25 年 4 月 1 日施行）に該当する事実がないこと。
- (10) 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

6. 参加申込

「5. 参加資格要件」を満たし、本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、「岸和田市こども計画策定業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）及び岸和田市財務規則（平成 9 年規則第 11 号）等を理解した上で、下記の必要書類をすべて揃えて提出すること。

(1) 提出書類

- ① 参加申込書 （様式第 1 号）
- ② 法人概要報告書 （様式第 2 号）
- ③ 計画策定実績報告書及び業務実施体制提案書 （様式第 3 号）
 - i) 計画策定実績
 - ㊦ 過去 2 年間のうち、大阪府内での市町村こども計画及び第 3 期子ども・子育て支援事業計画の実績
※ 実績が確認できる資料を添付すること。
 - ㊧ 主担当者の市町村こども計画実績数
 - ii) 業務実施体制
 - ㊦ 業務従事者の人数
 - ㊧ 業務従事者の平均実務経験年数
 - ㊨ 業務従事者の平均行政計画関与件数

- ④ プライバシーマーク等の認証を取得していることがわかる書類の写し
- (2) 提出部数 各1部
- (3) 提出期限 令和8年6月26日(金) 17時まで
- (4) 様式等の配布期間及び配布場所
令和8年6月12日(金)から岸和田市ホームページ内よりダウンロード。
URL：<https://www.city.kishiwada.lg.jp/page/kodomokeikaku-r8proposal.html>
- (5) 提出場所
「2. 業務概要(4) 担当部署」に同じ。
なお、受付時間は、平日の9時～17時(12時～12時45分を除く。)とする。
- (6) 提出方法
持参又は郵送による提出とする。郵送の場合は、必ず「特定記録」とし、上記期限までに必着とする。
- (7) 参加資格審査及び1次選定
参加申込書類を期限までに提出した者について、「5. 参加資格要件」を満たしているか審査を行い、「9. 評価方法等(2) ②1次選定の合格」のとおり1次選定を実施した上で、令和8年7月7日(火)までに参加資格審査・1次選定結果を参加申込書(様式第1号)に記載された担当者E-mailアドレスに電子メールにて通知する。

7. 質疑書の提出及び回答

本プロポーザルに関して、質疑事項がある場合は以下のとおり質疑を行うこと。口頭、電話での質疑には答えない。

- (1) 提出書類及び提出期限
 - ① 質疑書 (様式第4号)
 - ② 令和8年6月19日(金)17時まで(必着)
- (2) 様式等の配布期間及び配布場所
「6. 参加申込(4) 様式等の配布期間及び配布場所」に同じ。
- (3) 提出場所及び提出方法
 - ① 「2. 業務概要(4) 担当部署」に同じ。
 - ② 電子メール又はFAX(受信確認の電話を行うこと。)
- (4) 質疑への回答
質疑への回答は岸和田市ホームページに掲示し、個別には回答しない。
URL：<https://www.city.kishiwada.lg.jp/page/kodomokeikaku-r8proposal.html>

8. 企画提案書等の提出

参加承認を受けた参加事業者は、本実施要領、仕様書及び岸和田市財務規則(平成9年規則第11号)等を理解した上で、適切に提案すること。

なお、提案に当たっては、以下のとおり書類を提出すること。

- (1) 提出書類及び提出部数
 - ① 企画提案応募書 (様式第5号) 1部
 - ② 企画提案書 正本 1部
副本 8部

- ③ 価格提案書 (様式第6号) 1部
- ④ 価格提案書明細 (様式任意) 1部
- (2) 提出期限 令和8年7月17日(金)17時まで
- (3) 様式等の配付期間及び配布場所
「6. 参加申込(4) 様式等の配布期間及び配布場所」に同じ。
- (4) 提出場所及び提出方法
 - ① 「2. 業務概要(4) 担当部署」に同じ。
 - ② 「6. 参加申込(6) 提出方法」に同じ。
- (5) 提出書類の取り扱い
 - ① 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。
 - ② 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
 - ③ 提出後に企画提案書等の差し替え、追加、削除、修正、加筆はできない。また、提出された書類は返却しない。
 - ④ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
 - ⑤ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。
- (6) 企画提案書の作成方法
 - ① 企画提案書は、A4版(カラー・白黒、縦・横は問わない、文字サイズ11pt以上)両面印刷で30ページ以内を標準とする。(A3版については、片面1枚につき2ページに換算)
 - ② ページ上限数に表紙及び裏表紙は含まない。
 - ③ 企画提案書にはページ番号を記載すること。
 - ④ 企画提案書(副本)は、審査・選定に使用するため、企業名や企業名が判別できるロゴ等は記載しないこと。
なお、企画提案書(正本)には企業名や企業名が判別できるロゴ等を記載すること。
 - ⑤ 企画提案書は、ファイル綴じ、冊子(ホッチキス止め可)等にまとめること。
- (7) 価格提案書及び価格提案書明細作成にあたっての注意事項
 - ① 基本委託料及びその他の費用の合計に、消費税及び地方消費税として、見積金額の100分の10に相当する額を加算した額を価格提案書(様式第6号)に記載すること(二重に消費税及び地方消費税を加算しないよう注意すること)。
 - ② 価格提案書明細は様式なし。積算基礎情報を基に明細を作成すること。

9. 評価方法等

(1) 選定委員会

受託候補者の選定を行うため、本市の職員で構成する「岸和田市こども計画策定業務公募型プロポーザル方式委託業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)を設置する。なお、選定委員会の設置にあたっては、その目的、構成員、役割、会議、事務及びその他必要な事項について設置要領を定めるものとする。

(2) 選定方法及び評価方法

① 本プロポーザルは、別紙「岸和田市こども計画策定業務委託 公募型プロポーザル 評価基準」（以下「評価基準」という。）に沿って、事務局（「2. 業務概要（4）担当部署」に同じ。）において、計画策定実績・業務実施体制による1次選定（以下「1次選定」という。）と、具体的な業務内容面（プレゼンテーションを含む。）及び経費に基づいた選定（以下「2次選定」という。）の2段階で実施する。

② 1次選定の合格

評価点が上位3者以内の事業者を1次選定合格者とする。

但し、1次選定の上位3着同着の場合は、大阪府内での市町村こども計画及び第3期子ども・子育て支援事業計画の実績数が最も多い事業者を1次選定合格者とする。

③ 1次選定結果の通知

1次選定の結果は、令和8年7月7日（火）までに文書で通知する。

④ 2次選定

1次選定合格者を対象として、企画提案面（60点）と経費（10点）について、評価基準に基づき選定委員会により評価する。

2次選定は、企画提案面について、企画提案全般についてプレゼンテーション審査を実施する。

プレゼンテーション審査

企画提案面について、企画提案者がプレゼンテーションと質疑応答を行う。

プレゼンテーション開催日時 令和8年7月24日（金）予定

プレゼンテーション 15分以内、質疑応答 10分程度

（注意事項）

㊦ 各提案者のプレゼンテーション開始時間は、後日通知するものとする。

㊧ プレゼンテーションでは、提出された企画提案書を用いて説明を行うこと。企画提案書以外の資料等を用いた説明は不可とする。

㊨ 出席者は3名以内とし、本業務に直接携わる担当者が説明すること。

㊩ プレゼンテーションでは、プロジェクターを使用し、企画提案書をスクリーンに投影して説明を行うことができることとする。ただし、本市で用意する機材は次のとおりとする。

なお、プロジェクターの使用を希望する場合は、各提案者においてHDMI接続可能なパソコンを用意・持参すること。

- ・ プロジェクター（HDMI ケーブル接続）
- ・ スクリーン
- ・ 延長電源ケーブル
- ・ HDMI ケーブル（プロジェクター接続用）
- ・ ハンドマイク1本

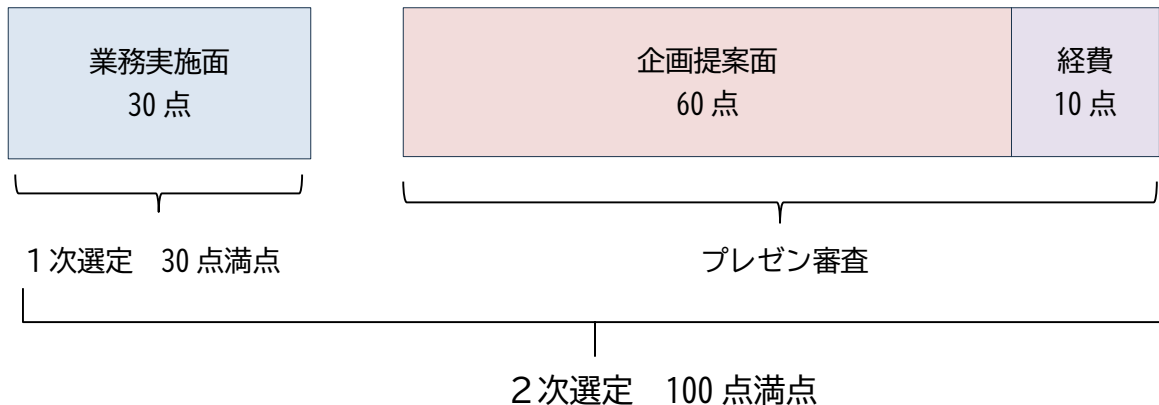
㊪ プレゼンテーション時の資料は全て社名等を秘匿したものを使用し、提案者は、名札やバッジ等自社の社名を特定できるようなものを身に付けず、自社の社名等を発言しないこと。

⑤ 受託候補者の選定

1次選定の評価点に加え、企画提案書、プレゼンテーションについて、評価基準に基づき選定委員会の採点により評価する。

失格又は無効となった者を除いた者のうち、評価点が最高得点者を受託候補者とする。ただし、最高得点者が複数の場合は、見積金額（提案価格）が最も安価なものを受託候補者として選定する。なお、見積金額（提案価格）も同額の場合は、くじ引き等の抽選により決定する。

上記に関わらず、評価点が 60 点未満の場合は、候補者として選定しない。



(4) 選定結果通知

受託候補者選定後、令和8年7月31日（金）（予定）に、「選定結果通知書」を電子メールにて参加事業者へ通知するとともに、岸和田市ホームページで公表する。

なお、公表する内容は以下のとおりとし、電話等による問合せには応じないものとする。

- ① 受託候補者の名称、評価点及び選定理由
- ② 受託候補者以外の参加事業者の評価点（得点順）
 - * 候補者以外の参加事業者の名称は秘匿する。
 - * 参加事業者が1者の場合は、評価点を公表しない。

10. プロポーザル参加に際しての注意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は失格又は無効とする。

- ① 選定委員会委員に対して、直接又は間接を問わず故意に接触を求めた場合。
- ② 他のプロポーザル参加事業者と企画提案内容又は参加の意思について相談を行った場合。
- ③ 選定委員会終了までの間に、他のプロポーザル参加事業者に対して企画提案内容を意図的に開示した場合。
- ④ 企画提案書等に虚偽の記載を行った場合。
- ⑤ 選定委員会終了後に、参加資格を満たしていない事実が発覚した場合。
- ⑥ 提案見積金額が委託費の上限を超えた場合。
- ⑦ その他選定委員会における選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合。

(2) 複数提案の禁止

プロポーザル参加事業者は、複数の企画提案書等の提出は不可とする。

(3) 費用負担

企画提案書の作成、提出等のプロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加事業者の負担とする。なお、緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができない

と認められるときは、停止、中止又は取消しすることがある。この場合において、参加事業者は本プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできないものとする。

(4) その他

- ① プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、設定された期限までに企画提案書等の提出がなされない場合は、辞退したものとみなす。
- ② 参加事業者は、企画提案書の提出をもって、本実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。
- ③ 提出された企画提案書等は、岸和田市情報公開条例（平成 12 年条例第 9 号）に基づく行政文書の公開請求の対象となる。
- ④ 企画提案書の提出後に本プロポーザルの応募を取り下げの場合は、令和 8 年 7 月 21 日（火）17 時までに、辞退届（様式第 7 号）を提出すること。提出方法は、「6. 参加申込（6）提出方法」に同じ。
- ⑤ 参加事業者は本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

11. 契約の締結

- (1) 受託候補者が、契約締結前に岸和田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成 25 年 10 月 1 日施行）に基づく入札等除外措置要件又は岸和田市指名競争入札指名停止要綱（平成 25 年 4 月 1 日施行）に該当する事実が発覚した場合は契約を締結しない。
- (2) 受託候補者と市が協議し、委託内容、経費等について、再度調整を行った上で協議が整った場合に委託契約を締結する。なお、受託候補者と市との協議により必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、提案された内容及び見積額が変更（受託候補者の見積額を超えることはない。）となる場合がある。
- (3) 契約書には提出された企画提案書を添付し、提案内容の履行を担保する。
- (4) 契約保証金について、契約の際には、岸和田市財務規則第 121 条の規定により契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金が必要となる。ただし、同規則第 123 条第 1 項第 1 号に該当する場合は免除するものとする。なお、この場合は、履行保証保険等証明書を提出するものとする。
- (5) 委託料の支払いは、全ての委託業務を履行後の完了払いとする。
- (6) 受託候補者と市の間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合は、選定結果において評価の合計点が次に高い提案者（2 次選定基準点未満の者を除く。）と協議を行うものとする。

12. その他留意事項

- (1) 受託者は、委託業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (2) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないものとする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思料される業務については、市と協議を経て業務の一部を委託することができるものとする。
- (3) 受託者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、岸和田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年

条例第 26 号) に基づき、その取扱いに十分留意するとともに、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

- (4) 本プロポーザルの実施、手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨(円)とする。